

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	80.6%
正社員	79.3%
契約社員等	75.6%

対象期間 : 令和5年事業年度（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

賃金 : 基本給、職能給、家族給、住宅給、交替手当、役職手当、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く

正社員 : 他社から当社への出向者、休職者を除く

契約社員等 : 契約社員、定年再雇用、嘱託等含む、休職者、派遣社員除く

差異についての補足説明：

[正社員] & [契約社員等]

男女で賃金に差異が出ている要因として、主に下記2点があげられる。

①交替制職場の範囲（交替手当の支給額に影響）

②女性の管理職への登用（役職手当の支給額に影響）

女性が活躍できる交替勤務職場の拡大（とくに3交替勤務）や、女性の管理職への登用、将来管理職になり得る女性総合職の採用を推進していく。